

千歳市地域産業活性化協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（法第6条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために千歳市が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、千歳市地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(委員)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 千歳市
- (2) 北海道
- (3) 千歳科学技術大学
- (4) 千歳商工会議所
- (5) ㈱千歳国際ビジネス交流センター
- (6) 特定非営利活動法人ホトニクスワールドコンソーシアム
- (7) 千歳市土地開発公社
- (8) 千歳市企業誘致推進協議会

2 協議会で、必要があると認めるときは、法に定める範囲で委員を加えることができる。

3 委員は非常勤とする。

(公表)

第4条 協議会の公表は、ホームページに掲載するほか、必要があると認めるときは、広報掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前二項に掲げるもののほか、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、千歳市産業振興部に事務局を置く。

(役員及び職務)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、千歳市の委員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠による役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

(会議の運営)

第10条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。ただし、委員からの委任状をもって、出席に代えることができる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(協議会の解散)

第12条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年8月7日から施行する。